

安城市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和5年4月28日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

令和5年4月28日

安城市長 三星元人様

安城市監査委員 中西肇

安城市監査委員 野場慶徳

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和5年3月3日から4月27日までの間に実施した総務部納税課に対する定例監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

については、必要な措置を講じるとともに、令和5年6月21日（水）までにその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

業務委託契約において、前回と同様に、支払金額は一致していたものの支払金額の算出方法が契約書に記載の方法と相違していたため、適切な事務執行に努められたい。

2 措置を講ずべき理由

契約書（仕様書等含む。）は、実際の業務と整合していなければならない。